

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年8月30日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 J A三井リース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡蔦屋書店 盛岡市本宮四丁目40番20号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成25年11月16日
- (5) 変更の理由 小売業者の変更及び店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成25年8月12日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所